

建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の概要

I 策定趣旨

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」に基づき、令和 3 年 10 月に国が策定した基本方針に即し、県の基本方針を策定するもの

II 基本方針の概要

第 1 木材の利用促進の意義等

1 木材の良さ

- ・断熱性、調湿性に優れ、健康面や心理面に良い影響をもたらす効果が期待される、環境にやさしいカーボンニュートラルの特性を有する素材

2 県産木材の利用促進の意義

- ・県産木材の利用を促進し、「植える→育てる→伐採する→使う→植える」というサイクル（循環利用）を通じた森林の適切な整備による、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮、農山村をはじめとする地域経済の活性化等への貢献

第 2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・CLTや木質耐火部材等に関する先進的な技術について、研修会や情報提供を通じ活用できる人材の育成や普及を促進

2 住宅における県産木材の利用の促進

- ・県産木材利用住宅の建築促進に向けた「優良県産木材」の利用支援や、イベント等による木材の良さ等の情報発信

3 非住宅建築物における木材の利用の促進

- ・非住宅建築物を建築する者に対する建築物木造化の可能性や設計、構法等に関する情報の提供や、見学会や研修会等の実施

4 非住宅建築物における建築物木材利用促進協定制度等の活用

- ・県と木材利用を進めようとする事業者等とで、「建築物木材利用促進協定」を締結し、協定に基づく建築物を整備する事業者等への支援を通じ、非住宅建築物における木材利用を促進

5 県内の公共建築物等における木材の利用促進

- ・公共建築物においては、木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するとともに、全ての公共建築物において、内装や外構等の木質化を促進
- ・公共建築物の整備及び公共土木工事等において、建築用木材としての利用に加え、森林バイオマスエネルギーとしての利用拡大、木材や木材を原材料とした製品の積極的な活用を促進

6 公共建築物以外の建築物における木材の利用促進

- ・関係団体と連携し、建築物を建築する者や県民に対し、木造建築物や木質化の良さ、利用支援策や木造建築物の事例等について情報提供

7 木材の利用の促進の啓発と理解の醸成

- ・団体等が実施する木育活動や森林体験学習等を通じ、子どもから大人まで幅広い世代で森林や木材に対する親しみ等を育む
- ・木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）を中心とした、木材利用に関するイベントの実施による普及啓発

第3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- ・コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図るとともに、全ての公共建築物について内装や外構等の木質化を推進
- ・庁内に「県産木材利用促進チーム」を設置し、毎年 1 回、公共建築物の整備状況等について実績を公表

第4 建築用県産木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の品質の確保

- ・「優良県産木材」の安定供給を図るとともに、CLT等に関する製造技術等について研修会等を通じ普及促進

2 木材に関する情報の共有

- ・木材関係団体、木材利用者等と連携し木材の利用動向の把握に努め、県産木材の安定供給と利用促進に係る情報の収集や提供等の実施

3 木材の生産、流通、加工体制の整備

- ・高性能林業機械やスマート林業技術の導入等により生産性の向上に努めるとともに、森林の持続的な循環利用を推進し、県産木材の円滑な供給を確保

第5 県産木材の利用の促進に向けた推進体制

1 県の推進体制

- ・県及び林業、木材加工、木材利用の関係団体等による「県産木材利用推進会議」を設置し、建築物の整備等についての計画・実績の検証、木材需給動向等について情報共有を行い、県産木材の利用を促進

2 県出先機関における推進体制

- ・県出先機関と市町及び林業、木材加工、木材利用の地域の関係団体等による「地域県産木材利用推進会議」を設置し、県産木材の利用を促進